

平成28年7月28日
港湾局 海洋・環境課

**平成28年熊本地震に伴う災害廃棄物の仮置場を熊本港に設置
～熊本市内の損壊家屋等撤去・解体廃棄物の二次仮置場として決定～**

平成28年熊本地震に伴う大量の災害廃棄物の処理に当たって、熊本県は、熊本市内の損壊家屋等の撤去・解体に伴う廃棄物の二次仮置場として、熊本港内の土地を活用することを決定しました。国土交通省港湾局としても、引き続き、円滑な災害廃棄物処理への港湾の活用を推進すべく、必要な調整を進めていきます。

平成28年6月に熊本市が策定した「平成28年4月熊本地震に係る災害廃棄物処理実行計画」では、平成28年熊本地震に伴う大量の災害廃棄物を効率的かつ計画的に処理する観点から、熊本市内における損壊家屋等の撤去・解体に伴う廃棄物については、二次仮置場において選別・集積を行うこととされています。

国土交通省港湾局では、円滑な災害廃棄物処理への港湾の活用に向けた取組を推進しているところ、二次仮置場としての熊本港内の土地の活用について、国土交通省、環境省、熊本県及び熊本市の間で調整を進めて参りましたが、今般、地元関係者への説明を経て、熊本市内において確保される5カ所の二次仮置場の1つとして、熊本港内の土地を活用することが決定しました。

引き続き、円滑な災害廃棄物処理への港湾の活用を推進すべく、必要な調整を進めていきます。

1. 熊本港における災害廃棄物仮置場の概要

熊本市内の損壊家屋等の撤去・解体に伴う廃棄物（木くず、瓦、ボード類等）の二次仮置場として、熊本港内の土地を熊本県が熊本市に無償で貸与することを決定しました。

使用場所及び面積：熊本港の埋立地（県有地）のうち約4ha

使用期間：本日から平成30年6月まで（予定）

熊本港では、搬入される廃棄物を選別・集積した上で、再生利用・最終処分先等へ搬出することとしています。

2. 今後の予定

今後、熊本市において整地等を経て仮置場を設置し、現地の準備が整い次第、災害廃棄物の搬入を開始する見込みです。

(熊本港内の仮置場設置予定地)

仮置場設置予定地
[県有地約4ha]



【熊本港全景】

【熊本市内における
熊本港の位置】

(二次仮置場の外観のイメージ)



(二次仮置場で行われる作業のイメージ)



(出典：平成 26 年 8 月豪雨に伴う広島市災害廃棄物処理の記録)

<問い合わせ先>

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 吉崎・安部

TEL:03-5253-8111 (内線 46682、46654)

直通:03-5253-8685 FAX:03-5253-1653